

【1997年1月13日】平成9年度における拠出金関係政令の制定について（諮問書）

老人保健福祉審議会

平成9年1月13日

老人保健福祉審議会

会長 鳥居 泰彦 殿

厚生大臣 小泉 純一郎

諮問書

平成9年度における拠出金関係政令を別添のとおり制定することについて、老人保健法（昭和57年法律第80号）第55条第4項、同法附則第3条第2項及び同法附則第4条第2項並びに国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成7年法律第53号）附則第8条第4項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

1 平成9年度における老人保健法第55条第1項第1号イの率を定める政令の制定

平成9年度における概算医療費拠出金の額の算定に係る老人医療費見込額のうち老人加入率による調整の対象から除外する部分を算定する際の基準となる率（老人保健法第55条第1項第1号イの政令で定める率）を100分の140とすること。

2 平成9年度における老人保健法による医療費拠出金の額の算定に係る老人加入率の上限割合を定める政令の制定

平成9年度における概算医療費拠出金の額の算定に係る老人加入率の上限となる割合（国民健康保険法等の一部を改正する法律附則第7条第2項の規定により読み替えて適用される老人保健法第55条第3項の政令で定める割合）を100分の25とすること。

3 平成9年度における老人保健法による医療費拠出金の額の算定に係る特別調整基準率を定める政令の制定

医療費拠出金の額の算定に係る特別調整に関し、医療費拠出金の実質的負担額が法定給付費や医療費拠出金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる率（国民健康保険法等の一部を改正する法律附則第8条第3項の政令で定める率）を平成9年度においては、100分の26とすること。

4 老人保健法施行令の一部を改正する政令の制定

- (1) 社会保険診療報酬支払基金が行う老人保健施設の整備等の事業に対して助成を行う業務（老人保健法附則第 3 条第 1 項の政令で定める業務）から「家庭における療養を支援する事業であって厚生大臣が定めるもの」に対する助成を除くこと。
- (2) 当該業務を行うため保険者から徴収する事業費拠出金の額の算定に必要な率（老人保健法附則第 4 条第 1 項の政令で定める率）を「1000 分の 4.2」から「1000 分の 3.9」に改めること。
- (3) この政令は、平成 9 年 4 月 1 日から施行すること。